

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
1	個人情報	教育委員会	H4.2.17	平成4年度諮問第1号	教育相談、観察、調査、検査等の自己情報非開示決定に対する異議申し立てについて	H4.9.30	平成4年度答申第1号	一部を開示することが相当	1 教育相談申込票、教育相談票については開示が相当 2 相談記録は自己情報部分(家族の部分を含む)を開示(第三者識別可能部分是非開示)が相当 3 親子関係診断テストの表紙、裏表紙テスト結果は開示(それ以外是非開示)が相当。なお本件開示は閲覧のみが妥当	
2	個人情報	教育委員会	H4.5.11	平成4年度諮問第2号	教育相談、観察、調査、検査等の自己情報非開示決定に対する異議申し立てについて	H4.9.30	平成4年度答申第2号	一部を開示することが相当	1 教育相談申込票、教育相談票については開示が相当 2 相談記録は自己情報部分(家族の部分を含む)を開示(第三者識別可能部分是非開示)が相当 3 親子関係診断テストの表紙、裏表紙テスト結果は開示(それ以外是非開示)が相当。なお本件開示は閲覧のみが妥当	
3	個人情報	教育委員会	H4.6.12	平成4年度諮問第3号	教育相談、観察、調査、検査等の自己情報非開示決定に対する異議申し立てについて	H4.9.30	平成4年度答申第3号	一部を開示することが相当	1 教育相談申込票、教育相談票については開示が相当 2 相談記録は自己情報部分(家族の部分を含む)を開示(第三者識別可能部分是非開示)が相当 3 親子関係診断テストの表紙、裏表紙テスト結果は開示(それ以外是非開示)が相当。なお本件開示は閲覧のみが妥当	
4	個人情報	教育委員会	H9.8.1	平成9年度諮問第1号	東京都新宿区教育委員会が行った平成9年5月21日付けの決定による自己情報非開示決定処分について	H10.3.4	平成9年度答申第1号	一部を開示することが相当	1 東京都公立中学校生徒指導登録の各教科の学習の記録の内「Ⅲ所見」、特別活動の記録の内「Ⅱ事実及び所見」、行動の記録の内「Ⅱ所見」、進路指導の記録及び指導上参考となる諸事項については開示が相当 2 「教員の事故について(報告)(いわゆる「体罰報告書」)の不存在については審査できない 3 「長期欠席通知」については、非開示(不存在)が妥当	
5	個人情報	教育委員会	H14.1.15	平成13年度諮問第1号	新宿区立〇〇小学校内で発生した事故に係る災害報告書の自己情報の訂正請求	H14.7.10	平成14年度答申第1号	一部を訂正することが相当	1 「座って」を「坐らされ」に訂正することを求める請求に応じられないとした決定は妥当 2 「友達と遊んでいたところへ」の表記部分については、削除することが妥当	
6	情報公開	区長	H14.6.11	平成14年度諮問第1号	新宿区みどりの推進審議会区民代表委員(第6期)候補者選定関係書類の部分開示決定処分について	H14.11.7	平成14年度答申第2号	処分妥当	1 採用者の氏名については、公にすることが予定されていると言えるが、氏名を開示すると、既に公開されている他の情報と照合することによって候補者の評価が識別されることとなる。個人の評価は個人に関する情報として保護されるべきものであり、氏名部分の非公開は妥当。 2 採用された者の応募作文は、個人に関する一体的な情報であり、記載内容には個人を識別できる部分も含まれている。容易に分離することは困難である。また、分離したとしても、残余の部分が個人の権利利益を侵害しないことが明らかとは言えない。したがって、非公開は妥当。 3 評価票ア～オの選定委員の職名の明示については、公文書として作成されていない以上、聞き取り調査をしてまで明らかにすることを求める権利はない。	

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
7	情報公開	区長	H15.2.28	平成14年度諮問第2号	戸塚地区、落合第二地区の地域センターの建設計画関連文書及び中央図書館の耐震診断、耐震強化、移転新築関係文書、「4館体制」関連文書の部分開示決定処分について	H15.9.26	平成15年度答申第1号	一部を公開することが相当	1 現に非公開としている文書の非公開部分のうち、「区民センター建設工事見積り(榎町区民センター仕様)戸塚区民センター(No28-4)の建設」の非公開部分に関しては区議会に報告しており、その時点で既に非公開とすべき理由は消滅しており、実施機関が当審査会へ本件諮問を行う以前に、既に当該非公開部分は公開することが相当である状態になっていたことになる。そうだとすれば、実施機関は、本件処分の是非について当審査会に意見を聴くまでもなく、自ら当該部分を公開すべきであった。したがって、当該部分は公開することが相当である。
8	情報公開	教育委員会	H15.3.6	平成14年度諮問第3号	中央図書館の耐震診断、耐震強化、移転新築関係文書及び「4館体制」関連文書の部分開示決定処分について	H15.9.26	平成15年度答申第2号	処分妥当	1 公開決定した文書以外に該当する文書は存在しないとしたことについて、実施機関の説明には合理的な理由がある。審査会が、対象とすべき文書が保存されている可能性のある文書綴りすべてを再度調査するよう依頼したのに対して、実施機関は、調査の結果、対象とすべき文書は存在しない旨改めて文書により回答している。これを覆すに足る証拠の存在や他に対象とすべき文書が存在すると推測させる特段の事情も認められない。
9	情報公開	教育委員会	H16.6.4	平成16年度諮問第1号	区内各中学校から、3年生2学期の成績一覧が教育委員会に提出されてから東京都へ提出されるまでに生成された公文書の部分公開決定	H16.12.20	平成16年度答申第1号	処分妥当	1 成績一覧表のうち、①養護学校の成績内訳を公開すると、他の情報と照合することにより、個人の成績、評価していない生徒の健康状態等が明らかになる、②私立学校の成績内訳を公開すると、生徒指導等法人経営に影響し、当該法人の権利利益を著しく侵害するおそれがあり、一部を非公開とした実施機関の決定は妥当
10	個人情報	教育委員会	H16.6.4	平成16年度諮問第2号	成績一覧表中の自己情報の部分開示請求に応じない決定について	H16.12.20	平成16年度答申第2号	処分妥当	1 本件請求時点において、氏名の記載された成績一覧表を保有していないとする実施機関の説明は合理的である。氏名記載のない成績一覧表のうち申立人の情報が記載されている部分を識別できるような情報を、他に実施機関が保有していない以上、申立人に係る部分を特定して識別することは不可能なので、開示できないとする実施機関の決定は妥当というほかない。
11	個人情報	区長	H16.10.8	平成16年度諮問第3号	平成9年区長へのはがき4通 平成9年図書館運営委員への投書及びそれらの情報が記載された文書等の自己情報部分開示決定に対する異議申立て	H17.7.20	平成17年度答申第1号	一部を開示することが相当	1 簡易起案用紙に押印された職員の印影部分は開示が相当 2 事故報告の「8事件の内容一経過及び対応欄」の7月10日の段落中の非開示部分は開示が相当

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
12	個人情報	区長	H17.1.18	平成16年度諮問第4号	「1平成9年区長へのはがき4通平成9年図書館運営委員への投書及びそれらの情報が記載された文書等、2〇〇あて私信2通及びそれらの情報が記載された文書等、3昭和61年と平成9年の年次休暇取得の理由、動機に関する情報、4〇〇に対する「個人的恨み」に関する情報」の自己情報部分開示決定に対する異議申立て	H17.12.21	平成17年度答申第2号	一部を開示することが相当	1 事故報告の「8事件の内容一経過及び対応欄」の7月10日の段落中の非開示部分は開示が相当。 2 審査の過程で発見された本件請求対象情報が記録された文書中の当該情報について、改めて開示可否決定を行うべきである。 3 反論書外2点は、諮問するまでもなく開示可否決定をすべきである。
13	情報公開	区長	H17.7.15	平成17年度諮問第1号	「私人間の私信」の公文書非公開(不存在)決定に対する異議申立て	H18.3.27	平成17年度答申第3号	処分妥当	1 実施機関が申立人に示した内容を本件請求の対象と特定した点について、合理的であると認めることができる。また、実施機関が該当する文書が存在しないと示した点について不合理な点はない。 2 実施機関が、本件請求において、請求内容の確認を行ったことは正当なものであると認めることができ、実施機関が請求内容の確認を求めた際に、申立人が主張するところの文書を明らかにしていない以上、申立人主張の文書が本件請求に含まれると解することはできない。
14	情報公開	区長	H17.7.15	平成17年度諮問第2号	「差出人が『私信』と考えていても、職員あてに送付された場合、それが職務に関係すること等であれば、私信として扱わずに区が保有している文書」の公文書非公開決定に対する異議申立て	H18.3.27	平成17年度答申第4号	処分妥当	1 実施機関が申立人に示した内容を本件請求の対象とした点について、合理的であると認めることができる。 2 実施機関が決定対象とした7点の文書が、実施機関が申立人に示したものに合致しないとしても、実施機関が特別な事情を踏まえてこれを対象としたことについて明らかに不当であると言うことはできない。 3 本件処分において、7点の「特定個人あての書状の写し」部分を対象としており、実施機関が、当該書状の写しの「原本」及び「取得時の文書」を保有しているにもかかわらず、あえて本件処分の対象から除外していると疑わなければならない特別な事情があるとは認められない。 4 実施機関の請求内容の確認に対し、申立人が具体的な請求内容を明らかにしていない以上、実施機関が特別な事情を踏まえて、「特定個人あて書状」が含まれる文書全体ではなく、当該書状の写し部分を本件請求の対象としたとしても、明らかに不当であると言うことはできない。本件対象とした文書については、部分公開すべきものにも当たらない。 5 「特定個人あての書状」の写しは、個人に関する情報が記録された公文書に当たる。また、当該文書の性質からは特定個人が識別できる部分を除いて公開した場合に、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めることはできない。

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
15	情報公開	区長	H17.7.15	平成17年度諮問第3号	「私信」の公文書公開請求却下決定に対する異議申立て	H18.3.27	平成17年度答申第5号	処分妥当	請求内容が不明であるとして、その請求を却下とした実施機関の決定は妥当である。 1 どのような公文書の公開を請求されているのか判断できないとして実施機関が補正を求めたことに、不当な点は認められない。 2 申立人の回答内容では、本件請求内容が明らかにされていると認めることはできない。 3 実施機関の本件処分決定までに、申立人が請求内容を明らかにしたと認めるべき証拠はない。
16	個人情報	区長	H17.7.15	平成17年度諮問第4号	「私人間の私信」の自己情報開示請求却下決定に対する異議申立て	H18.3.27	平成17年度答申第6号	処分妥当	請求内容が不明であるとして、その請求を却下とした実施機関の決定は妥当である。 1 どのような情報の開示を請求されているのか判断できないとして実施機関が補正を求めたことに、不当な点は認められない。 2 申立人の回答内容では、本件請求内容が明らかにされていると認めることはできない。 3 実施機関の本件処分決定までに、申立人が請求内容を明らかにしたと認めるべき証拠はない。
17	個人情報	区長	H17.7.15	平成17年度諮問第5号	「差出人が『私信』と考えていても、職員あてに送付された場合、それが職務に関係すること等であれば、私信として扱わずに区が保有している文書」の自己情報開示請求却下決定に対する異議申立て	H18.3.27	平成17年度答申第7号	処分妥当	請求内容が不明であるとして、その請求を却下とした実施機関の決定は妥当である。 1 どのような情報の開示を請求されているのか判断できないとして実施機関が補正を求めたことに、不当な点は認められない。 2 申立人の回答内容では、本件請求内容が明らかにされていると認めることはできない。 3 実施機関の本件処分決定までに、申立人が請求内容を明らかにしたと認めるべき証拠はない。
18	個人情報	区長	H17.7.15	平成17年度諮問第6号	「私信」の自己情報開示請求却下決定に対する異議申立て	H18.3.27	平成17年度答申第8号	処分妥当	請求内容が不明であるとして、その請求を却下とした実施機関の決定は妥当である。 1 どのような情報の開示を請求されているのか判断できないとして実施機関が補正を求めたことに、不当な点は認められない。 2 申立人の回答内容では、本件請求内容が明らかにされていると認めることはできない。 3 実施機関の本件処分決定までに、申立人が請求内容を明らかにしたと認めるべき証拠はない。
19	個人情報	教育	H17.9.7	平成17年度諮問第7号	「平成9年 区長へのはがき4通 平成9年 図書館運営委員への投書及びそれらの情報が記載された文書等(新宿区立図書館が保有するもの)」の自己情報不存決定に対する異議申立て	H18.10.5	平成18年度答申第1号	処分妥当	1 実施機関の本件請求対象の特定に、条例の解釈運用を誤った点は認められない。 2 実施機関が、平成9年当時の投書及びその処理経過に関する文書について、保存年限が経過したため廃棄し、不存とすると不合理な点は認められず、これを疑うべき特段の事情があるとは認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解することはできない。

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
20	個人情報 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第8号	「〇〇〇〇あて私信2通及びそれらの情報が記載された文書等(新宿区立図書館が保有するもの)」の自己情報不存在決定に対する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第2号	処分妥当	1 請求書記載内容から、職員に対する苦情、職員間の人事管理に関するものとした実施機関の判断は合理的であると認めることができる。 2 実施機関の保存年限の設定及び廃棄に関する主張に不自然な点はなく、本件請求時においてもこれらを保存していると疑わなければならない理由があるとは認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解することはできない。	
21	個人情報 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第9号	「昭和61年と平成9年の年次休暇取得の理由、動機に関する情報(新宿区立図書館が保有するもの)」の自己情報不存在決定に対する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第3号	処分妥当	1 実施機関が、年次有給休暇簿や、休暇簿に、本件請求対象が記録されている可能性のある文書と特定したことに不当な点はない。 2 実施機関が、昭和61年及び平成9年の年次有給休暇簿及び休暇簿が廃棄済みのため不存在とする点に不合理な点は認められず、これを疑うべき特段の事情があるとも認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解することはできない。	
22	個人情報 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第10号	「〇〇〇〇に対する『個人的恨み』に関する情報(新宿区立図書館が保有するもの)」の自己情報不存在決定に対する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第4号	処分妥当	1 実施機関が職員に対する苦情、職員間の人事管理に関する文書を本件請求対象が記録されている可能性のある文書と特定したことは、明らかに違法と解することはできない。 2 実施機関の保存年限の設定及び廃棄に関する主張に不自然な点はなく、本件請求時においてもこれらを保存していると疑わなければならない理由があるとは認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解することはできない。	
23	情報公開 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第11号	「新宿区立図書館の職員配置表平成8年から平成16年まで」の公文書部分公開決定に対する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第5号	処分妥当	1 平成14年度以前の職員配置表について、存在するにもかかわらず、あえてそれを不存在としなければならない特別な事情が実施機関にあると考えることはできず、1年保存により廃棄したとする実施機関の主張は合理的であると認めることができる。 2 個々の職員に配布された配置表は、その管理は個々の職員に委ねられているものである。それは組織共用文書に当たらないことは明らかで、実施機関には、職員個々が保有しているか否かを調査する義務はない。	

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
24	個人情報 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第12号	「平成9年 区長へのはがき4通 平成9年 図書館運営委員への 投書及びそれらの情報が記載さ れた文書等」の自己情報不存在 決定に対する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第6号	処分妥当	1 実施機関の本件請求対象の特定に、条例の解釈運用を誤った点 は認められない。 2 本件請求時点において、実施機関が、平成9年当時の投書及び その処理経過に関する文書について、保存年限が経過したため廃 棄し、不存在とする点に不合理な点は認められず、これを疑うべき特 段の事情があるとは認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求 の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解する ことはできない。	
25	個人情報 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第13号	「〇〇〇〇あて私信2通及びそ れらの情報が記載された文書 等」の自己情報不存在決定に対 する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第7号	処分妥当	1 請求書記載内容から、職員に対する苦情、職員間の人事管理に 関するものとした実施機関の判断は合理的であると認めることができ る。 2 実施機関の保存年限の設定及び廃棄に関する主張に不自然な 点はなく、本件請求時においてもこれらを保存していると疑わなけれ ばならない理由があるとは認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求 の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解する ことはできない。	
26	個人情報 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第14号	「昭和61年と平成9年の年次休 暇取得の理由、動機に関する情 報」の自己情報不存在決定に対 する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第8号	処分妥当	1 実施機関が、年次有給休暇簿や、休暇簿に、休暇を振り替える理 由等が記録されている可能性があるとして、これらを本件請求対象が 記録されている可能性のある文書と特定したことには不当な点はない。 2 実施機関が、昭和61年及び平成9年の年次有給休暇簿及び休暇 簿が廃棄済みのため不存在とする点に不合理な点は認められず、こ れを疑うべき特段の事情があるとも認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求 の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解する ことはできない。	
27	個人情報 教育	H17.9.7	平成17年度 諮問第15号	「〇〇に対する『個人的恨み』に 関する情報」の自己情報不存在 決定に対する異議申立て	H18.10.5	平成18年度 答申第9号	処分妥当	1 実施機関が職員に対する苦情、職員間の人事管理に関する文書 を本件請求対象が記録されている可能性のある文書と特定したこと は、明らかに違法と解することはできない。 2 実施機関の保存年限の設定及び廃棄に関する主張に不自然な 点はなく、本件請求時においてもこれらを保存していると疑わなけれ ばならない理由があるとは認められない。 3 申立人が異議申立てにおいて主張するものについて、本件請求 の対象に含まれると解すべき特別な義務が実施機関にあると解する ことはできない。	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
28	個人情報	区長	H18.4.24	平成18年度諮問第1号	「1、平成9年区長へのはがき4通平成9年図書館運営委員への投書及びそれらの情報が記載された文書等、2、〇〇あて私信2通、及びそれらの情報が記載された文書等、3、昭和61年と平成9年の年次休暇取得の理由、動機に関する情報、4、〇〇に対する「個人的恨み」に関する情報」に係る自己情報一部開示決定の変更決定に対する異議申立て	H18.12.7	平成18年度答申第10号	処分妥当	1 文書番号43の3枚目に記録された情報を、被調査者である申立人に開示することは、今後、職員に非違行為があった場合、所属長は当該職員に開示されることを前提とした意見、評価を表明することとなり、率直な意見表明を妨げられる結果となって、人事管理事務の公正かつ適正な執行の妨げになることは明らかである。 2 実施機関が非開示とした部分は、その全体が一体として職員の非違行為にかかる所属長の意見、評価であることが認められるので、条例第16条第3項に規定する部分開示に応じなければならないものには該当しない。
29	情報公開	教育委員会	H18.10.5	平成18年度諮問第2号	以下の4件の自己情報非訂正決定等(不存在)に対する異議申立て ①「成績一覧表中私の評価に関する部分」の自己情報訂正請求 ②「成績一覧表のうち私に関する部分 氏名記載のないものも含む。(番号のみのもも含む。)」の自己情報利用停止(利用の停止)の請求 ③「成績一覧表(私立〇〇中学から提供されたもの)のうち私に関する部分(氏名記載のあるものとないもの、必修と選択で四種類)」の自己情報利用停止(提供の停止)の請求 ④「成績一覧表のうち私に関する部分」の自己情報利用停止(消去)の請求	H19.3.29	平成18年度答申第11号	いずれも処分妥当	保存年限の経過により廃棄したとする実施機関の説明に特段不自然な点があるとは認められない。 当審査会が、組織共用文書等に本件成績一覧表の写しが残されていないか再調査することを求めたところ、実施機関から再調査した結果、当該情報の記録された文書を保有していない旨の回答があった。これを疑わなければならない特別な事情があるとは認められない。 よって、成績一覧表の自己情報訂正請求並びに、利用の停止、東京都教育委員会への提供の停止及び消去を求める3件の自己情報利用停止請求に対して、それぞれ請求対象情報が不存在であるとして、実施機関が行った自己情報非訂正決定及び3件の自己情報非利用停止決定は、いずれも妥当である。

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
30	情報公開 議会	H19.3.14	平成18年度 諮問第3号	以下の4件の公文書公開請求の却下決定に対する異議申立て ①「新宿区議会議員政治倫理審査会(事務局を含む)が作成及び取得したすべての情報」 ②「新宿区議会議員政治倫理条例に基づく平成18年4月6日付け審査請求に関して新宿区議会及び新宿区議会議長が作成及び取得したすべての情報」 ③「平成17年度以降に新宿区議会のホームページ作成に関して、委託業者との間で取交されたすべての情報」 ④「平成17年度以降に提出された公文書公開請求及び自己情報開示請求等に関するすべての情報」	H19.9.6	平成19年度 答申第1号	いずれも処分妥当	①政治倫理審査会が設置されて10か月程度であっても、それによって直ちに特定された請求であると認めることはできない。 ②当該審査請求事件に係る住民監査請求があり、「すべて」にどこまでの文書を含むのか、正確を期すために実施機関が請求者に請求範囲の明確化を求めることは、条例の予定しているところである。 ③区議会のインターネット中継も導入しており、「すべて」にどの範囲までの文書を含むのか、正確を期すために実施機関が請求者に請求範囲の明確化を求めることは、条例の予定しているところである。 ④住民監査請求に関連して公文書公開請求が行われていること、一般的な公文書公開請求関連の議事案件として議会の委員会等において報告あるいは議論された内容があることから、「すべて」にどこまでの文書を含むのか、正確を期すために実施機関が請求者に請求範囲の明確化を求めることは、条例の予定しているところである。  本件補正手続の過程で申立人は文書目録の提供を受けたにもかかわらず、請求対象文書を指定したと認める証拠はなく、さらに、再度の補正の求めに対しても応答したと認める証拠もない。 よって請求内容が不明であるとして、いずれの請求も却下するとした実施機関の決定は妥当である。	
31	情報公開 区長	H19.8.23	平成19年度 諮問第1号	新宿区議会議員政治倫理審査会に係る住民訴訟資料の公文書部分公開決定に対する異議申立て	H20.7.31	平成20年度 答申第1号	処分妥当	1 訴訟記録については、民事訴訟法上における閲覧制度の手続き及び目的の限度内において訴訟関係者個人情報が開示されることがあるとしても、条例に基づく公開請求の手続きにおいて直ちに原告氏名等が公にされる慣行にある情報と認めることはできない。本件訴訟記録中の原告氏名等は、実施機関が議会に報告したと認める証拠はなく、裁判所のホームページ又は法律雑誌に掲載されていないことから、公にされる慣行にある情報ということはない。 本件対象文書中の監査請求人氏名を公表すると、結果として非公開とすべき原告氏名及び当該特定個人が訴訟を提起した事実を明らかにしてしまうこととなる。たとえ、新宿区監査委員が請求人氏名を公表しているとしても、そのことをもって、本件対象文書における原告氏名を明らかにする公益は認められず、本件処分においては保護されるべき個人情報に当たるといふべきである。 2 本件訴訟記録中の訴外被請求議員氏名は、公務員の私事に関する情報と解され、公務員の職務の遂行に係る情報には当たらない。 新宿区議会議員政治倫理審査会が被請求議員名を明らかにしない公表用の審査結果報告書を作成しており、区議会ホームページで被請求議員名を公表していないことから、審査請求を受けたことをもって、直ちに被請求議員名が公表する予定にある情報と解することはできない。	



# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
32	情報公開 議会	H19.8.30	平成19年度 諮問第2号	以下の内容の公文書部分公開決定に対する異議申立て 1、平成10年総務区民委員会議事概要 2、平成10年文教委員会議事概要 3、新宿区議会議員政治倫理審査会会議録(配布及び作成資料を含む) 4、新宿区議会議員政治倫理条例改正について開催された会議の会議録(配布及び作成資料を含む)	H20.3.25	平成19年度 答申第2号	一部を公開することが相当	1 「新宿区議会議員政治倫理審査会会議録」について、審査会会議資料(平成18年度第10回)中の「資料4 新宿区議会議員政治倫理審査会運営方針(案)」及び審査会会議資料(平成18年度第11回)中の「資料1 新宿区議会議員政治倫理審査会運営方針(案)」について(意見等)」は公開が相当 2 「新宿区議会議員政治倫理条例改正について開催された会議の会議録」について、新宿区議会議員政治倫理条例及び条例施行規程に関する検討会会議資料中、「資料3 政治倫理条例・条例施行規程の改正について(事務局整理案)」外13点の資料は公開が相当	
33	個人情報 区長	H20.1.15	平成19年度 諮問第3号	「平成9年 区長へのはがき4通 平成9年 図書館運営委員への投書 及びそれらの情報が記載された文書等」の自己情報非利用停止(利用停止及び消去)決定に対する異議申立て	H21.3.31	平成20年度 答申第5号	処分妥当	1 本件対象保有個人情報の収集は、いずれも人事管理の事務を行う場合において、本人から収集したのでは人事管理事務の目的の達成が損なわれるおそれがあると認められるときに当たるといふべきであり、条例第5条第2項第4号に該当する。また、条例第4条に違反して収集されたものとは認められない。 2 本件対象保有個人情報は、いずれも職員の人事管理の目的のために利用したものであり、目的外利用には該当しない。また、これらの目的以外に利用した特段の事情も認められない。 3 本件理由付記は、請求者が了知し得る程度に具体的に記載してあることが認められるから、違法、不当はない。	
34	個人情報 区長	H20.1.15	平成19年度 諮問第4号	「〇〇〇〇に対する『個人的恨み』に関する情報」の自己情報非利用停止(利用停止及び消去)決定に対する異議申立て	H21.3.31	平成20年度 答申第6号	処分妥当	1 本件対象保有個人情報の収集は、いずれも人事管理の事務を行う場合において、本人から収集したのでは人事管理事務の目的の達成が損なわれるおそれがあると認められるときに当たるといふべきであり、条例第5条第2項第4号に該当する。また、条例第4条に違反して収集されたものとは認められない。さらに、条例第6条各号のいずれにも該当する情報とは認められない。 2 本件対象保有個人情報は、いずれも職員の懲戒処分、不服申立て及び訴訟の目的で利用されたことは明らかであり、これらの目的以外に利用した特段の事情も認められない。 3 本件理由付記は、請求者が了知し得る程度に具体的に記載してあることが認められるから、違法、不当はない。	

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
35	個人情報	区長	H20.1.15	平成19年度諮問第5号	「昭和61年と平成9年の年次休暇取得の理由、動機に関する情報」の自己情報非利用停止(利用停止及び消去)決定に対する異議申立て	H21.3.31	平成20年度答申第7号	処分妥当	<p>1 本件対象保有個人情報の収集は、いずれも人事管理の事務を行う場合において、本人から収集したのでは人事管理事務の目的の達成が損なわれるおそれがあると認められるときに当たるといふべきであり、条例第5条第2項第4号に該当する。また、条例第4条に違反して収集されたものとは認められない。さらに、条例第6条各号のいずれにも該当する情報とは認められない。</p> <p>2 本件対象保有個人情報は、いずれも職員の懲戒処分、不服申立て及び訴訟の目的で利用されたことは明らかであり、これらの目的以外に利用した特段の事情も認められない。</p> <p>3 本件理由付記は、請求者が了知し得る程度に具体的に記載してあることが認められるから、違法、不当はない。</p>	
36	情報公開	区長	H20.1.16	平成19年度諮問第6号	政治倫理審査会の住民訴訟資料(前回請求の第1審を含み控訴審まで)の公文書部分公開決定に対する異議申立て	H20.7.31	平成20年度答申第2号	処分妥当	<p>1 訴訟記録については、民事訴訟法上における閲覧制度の手続き及び目的の限度内において訴訟関係者個人情報が開披されることがあるとしても、条例に基づく公開請求の手続きにおいて直ちに原告氏名等が公にされる慣行にある情報と認めることはできない。本件訴訟記録中の原告氏名等は、実施機関が議会に報告したと認める証拠はなく、裁判所のホームページ又は法律雑誌に掲載されていないことから、公にされる慣行にある情報ということとはできない。</p> <p>本件対象文書中の監査請求人氏名を公表すると、結果として非公開とすべき原告氏名及び当該特定個人が訴訟を提起した事実を明らかにしてしまうこととなる。たとえ、新宿区監査委員が請求人氏名を公表しているとしても、そのことをもって、本件対象文書における原告氏名を明らかにする公益は認められず、本件処分においては保護されるべき個人情報に当たるといふべきである。</p> <p>2 本件訴訟記録中の訴外被請求議員氏名は、公務員の私事に関する情報と解され、公務員の職務の遂行に係る情報には当たらない。</p> <p>新宿区議会議員政治倫理審査会が被請求議員名を明らかにしない公表用の審査結果報告書を作成しており、区議会ホームページで被請求議員名を公表していないことから、審査請求を受けたことをもって、直ちに被請求議員名が公表する予定にある情報と解することはできない。</p>	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
37	個人情報 議会	H20.1.17	平成19年度 諮問第7号	総務区民委員会及び文教委員会の委員会会議概要記録における氏名等の自己情報非利用停止決定に対する異議申立て	H20.12.19	平成20年度 答申第3号	処分妥当	<p>1 本件対象記録によると、平成10年5月に開催された総務区民委員会並びに平成10年4月及び同年6月に開催された文教委員会においては、いずれも区立図書館業務に関する監査請求の結果が報告され、これに基づく委員からの質疑及び理事者側からの答弁がなされている。このことからすると、当該報告、質疑及び答弁は、いずれも地方自治法に基づく常任委員会の職務として行われたものと認めることができる。</p> <p>また、地方分権が進む状況の中で、意思決定機関・立法機関としての政策決定機能や行政機関に対する監視、チェック機能など、議会の果たすべき役割は大きくなっており、とりわけ実質的な審議を行う委員会の重要性が増しているものと考えられることから、委員長が、本会議における会議録と同様の考えに立って委員会会議概要記録を作成するとしたことに不自然な点はなく、合理的な裁量の範囲内と認めることができる。</p> <p>2 新宿区議会事務局処務規程別表第2の第3項には、委員会会議概要記録の保存年限が10年と規程されている。本件対象記録は、いずれも平成10年に作成されたものである。本件請求時点では、本件対象記録はいずれも保存期間が終了する前であることが認められることから、本件請求時点において、実施機関が本件対象記録を保有していることに違法な点はない。</p> <p>したがって、実施機関が本件対象記録中に記載された本件対象保有個人情報の利用を停止又は消去する理由はないというべきである。</p>	
38	情報公開 監査委員	H20.1.25	平成19年度 諮問第8号	平成9年以降の住民監査請求結果書(告示文含む)の公文書部分公開決定に対する異議申立て	H21.3.31	平成20年度 答申第8号	処分妥当	<p>1 実施機関は、法に基づく公表とは別に、監査結果について配付用の資料編を作成し、区ホームページに掲載しているが、当該配付用の資料編及び区ホームページ上では、監査請求人の住所及び職業の部分を掲載していないことが認められ、その理由として、個人に関するプライバシーの保護等を考慮した旨説明している。これらの事情を踏まえると、当該部分は誰もが現に容易に入手することができる状態におかれているとはいえず、慣行として公にされる情報には当たらないというべきである。したがって、当該部分は、条例第7条第2号ただし書アに該当する情報とはいえない。</p> <p>2 実施機関が本件請求時点において配布用の資料編及び区ホームページ上で監査請求人の氏名を公表していることが認められることから、監査請求人の氏名は、本件請求時点において条例第7条第2号ただし書アに該当するというべきであり、本件処分において実施機関が監査請求人の氏名を公開したことに違法があるとはいえない。また、監査請求人の氏名を公開していることをもって、監査請求人の住所及び職業を公開しなければならない理由とはならない。</p>	

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
39	個人情報	区長	H20.9.1	平成20年度 諮問第1号	「自分の連絡先の電話番号をどうやって調べたのか」についての自己情報非開示決定(不存在)に対する異議申立て	H20.12.19	平成20年度 答申第4号	処分妥当	連絡先電話番号の入手方法の記録は、滞納事案の処理に必要な手続きではなく、この記録がないからといって、滞納整理事務に支障をきたすものではないと考えられる。 また、条例第8条第2項に、実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を速やかに消去しなければならない旨規定されている。この規定に照らせば、保有する必要がなくなった回答文書等を速やかに廃棄することは妥当であると考えられる。 したがって、本件保有個人情報は不存在であるとする実施機関の説明に不自然・不合理な点はない。	
40	個人情報	区長	H20.9.30	平成20年度 諮問第2号	情報公開条例及び個人情報保護条例に係わる自己情報の一部開示決定に対する異議申立て	H21.6.15	平成21年度 答申第1号	処分妥当	実施機関が本件決定通知書別紙に「情報公開制度・個人情報保護審査会」と記載したことは、本件処分の適否の判断に影響を与えるものではなく、本件処分を取り消すべき理由には当たらない。 実施機関が本件決定通知書別紙に「インカメラ資料」と記載したことは、本件処分の適否の判断に影響を与えるものではなく、本件処分を取り消すべき理由には当たらない。	
41	個人情報	区長	H21.4.22	平成21年度 諮問第1号	特定弁護士が自分の戸籍謄本をどのように請求したのかについての自己情報一部開示決定に対する異議申立て	H21.7.22	平成21年度 答申第2号	処分妥当	本件対象文書は、当該弁護士が戸籍法第10条の2第4項の規定に基づき戸籍謄本の交付を請求したものであると認められる。 弁護士の職印の印影は、印鑑登録された個人印の印影と同様に保護する必要があり、これを公にすると、偽造、悪用されるなどの支障が生ずる可能性を否定できない。したがって、本件対象文書に押された弁護士の職印の印影は、開示することにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというべきであり、条例第19条第3号の非開示情報に該当する。	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
42	個人情報	区長	H21.10.23	平成21年度諮問第2号	弁護士などの有資格者が行う戸籍謄本等職務上請求における自己情報非利用停止(提供の停止)決定に対する異議申立て	H22.2.16	平成21年度答申第3号	処分妥当	<p>本件交付請求は、当該弁護士が戸籍法第10条の2第4項の規定に基づき戸籍謄本の交付を請求したものであると認められる。</p> <p>法第10条の2第4項の請求は、法第10条の2第3項に基づく請求とは別に、弁護士等が自ら紛争処理手続の代理業務を遂行するために必要がある場合を特則として規定したものと考えられている。そして、法第10条の2第4項に基づく請求の場合は、同条第3項と同程度の詳細な明示は必要ないものであり、事件番号の記載や、紛争事件についての詳細かつ具体的な記載がないからといって、直ちに違法となるものではないと解することができる。</p> <p>本件の場合、必ずしも通達に規定された事項別の記載とはなっていないが、本件交付請求書の記載内容から、本件交付請求は①弁護士が、統一請求書を使用して、②損害賠償請求控訴事件の、③裁判所における訴訟手続の、④代理業務遂行に必要なために戸籍謄本の交付請求をしたものと解することができる。</p> <p>そうすると、本件交付請求は、法第10条の2第4項に規定する要件を欠いているものとはいえず、実施機関が本件交付請求に応じたことに明らかな違法があるとは認められない。したがって、本件事案は、法に基づきなされたものであり、本件事案における本件対象保有個人情報、条例第12条第1項又は第2項に違反して提供されたものとはいえない。</p>	
43	情報公開	区長	H22.3.24	平成21年度諮問第3号	防災行政無線屋外拡声子局等に関する公文書部分公開決定に対する異議申立て	H22.12.22	平成22年度答申第1号	処分妥当	<p>防災行政無線屋外拡声子局に関する文書のうち、設置基準、点検の根拠に関する文書について、法令に作成を義務付ける規定は見当たらず、設置基準、点検の根拠を作成していないからといって、防災行政無線屋外拡声子局の設置業務、点検業務に特段の支障があるとまではいえない。したがって、設置基準、点検の根拠が物理的に不存在であり、かつ、当該文書を保有・作成していないとする実施機関の説明に不合理、不自然な点は認められない。</p> <p>防災行政無線屋外拡声子局に関する文書のうち、夕方の音楽、午後2時半の見守り放送、選挙公報などその他の放送及び防災行政無線屋外拡声子局に対する周辺から苦情に関する文書について、実施機関は、異議申立を受けて、改めて対象文書を特定し、変更処分により追加公開に応じている。この事情を踏まえると、少なくとも本件請求に対して特定した文書以外に対象文書を保有していないとする実施機関の決定を疑う事情があるとは認められない。</p> <p>防災行政無線デジタル化工事の実施設計図書について、本件工事の発注前に本件文書を公開すると、容易に工事積算が可能となり、入札参加者の見積り努力を失わせ、入札価格が高止まりするおそれがあり、契約事務の適正な執行に著しい支障を及ぼし、新宿区の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。したがって、本件文書は、変更処分時においては、条例第7条第5号に該当する情報と認められる。</p>	

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
44	情報公開	区長	H22.7.13	平成22年度諮問第1号	特定クリニックへの患者からのクレーム等に関する公文書部分公開決定に対する異議申立て	H23.3.17	平成22年度答申第2号	一部を公開することが相当	特定クリニックに対する苦情・相談処理票のうち、一部の「概要」欄の部分には、実施機関が本件処分において公開している本件対象公文書の「件名」欄と同程度の内容が記録されているに過ぎず、苦情申し出者の具体的な病状や状況などが記録されているとまでは認められない。したがって、当該「概要」欄の部分については、これを公開したとしても、個人の権利利益を害するとまではいえないから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。
45	個人情報	区長	H22.7.13	平成22年度諮問第2号	特定クリニックへの患者からのクレーム等に関する自己情報一部開示決定に対する異議申立て	H23.3.17	平成22年度答申第3号	一部を開示することが相当	特定クリニックに対する苦情・相談処理票のうち、一部の「概要」欄の部分には、実施機関が本件処分において開示している本件対象公文書の「件名」欄と同程度の内容が記録されているに過ぎず、苦情申し出者の具体的な病状や状況などが記録されているとまでは認められない。したがって、当該「概要」欄の部分については、これを開示したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するとまではいえないから、条例第19条第2号に該当するとは認められない。
46	情報公開	区長	H22.8.13	平成22年度諮問第3号	特定クリニックへに関する一切等の公文書部分公開決定に対する異議申立て	H23.3.17	平成22年度答申第4号	一部を公開することが相当	特定クリニックに対する苦情・相談処理票のうち、一部の「概要」欄の部分には、実施機関が本件処分において公開している本件対象公文書の「件名」欄と同程度の内容が記録されているに過ぎず、苦情申し出者の具体的な病状や状況などが記録されているとまでは認められない。したがって、当該「概要」欄の部分については、これを公開したとしても、個人の権利利益を害するとまではいえないから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。 また、特定クリニックに対する苦情・相談処理票のうち、一部の「概要」欄の部分には、実施機関が本件処分において公開している本件対象公文書の「件名」欄と同程度の内容が記録されているに過ぎず、今後の指導監督業務が阻害され、若しくは関係機関との信頼関係を損なうおそれがあるとまでは認められない。したがって、当該「概要」欄の部分については、これを公開したとしても、苦情・相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないから、条例第7条第5号に該当するとは認められない。
47	個人情報	区長	H22.8.13	平成22年度諮問第4号	特定クリニックに関する自己情報一部開示決定に対する異議申立て	H23.3.17	平成22年度答申第5号	一部を開示することが相当	特定クリニックに対する苦情・相談処理票のうち、一部の「概要」欄の部分には、実施機関が本件処分において開示している本件対象公文書の「件名」欄と同程度の内容が記録されているに過ぎず、苦情申し出者の具体的な病状や状況などが記録されているとまでは認められない。したがって、当該「概要」欄の部分については、これを開示したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するとまではいえないから、条例第19条第2号に該当するとは認められない。

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
48	個人情報 教育委員会	H22.8.17	平成22年度 諮問第5号	特定保護者との連絡帳の写しに 記載された情報に関する自己情 報非開示決定に対する異議申 立て	H23.5.16	平成23年度 答申第1号	一部を開示 することが 相当	<p>連絡帳は、保護者と担任教諭との信頼関係に基づき、児童に関する様々な情報交換をするためのものであり、連絡帳の記載内容が公にされることは想定されず、一般的には特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、開示することによりなお第三者の権利利益を害するおそれがあるものと解することができる。しかし、本件については、本人の公務災害補償の認定請求手続きの過程で、本件連絡帳の写しに記載された特定保護者の記載内容の概要が申立人に明らかにされていることが認められる。また、本件連絡帳の写しのうち、特定保護者及び本人の記載部分について当審査会が見分したところ、いずれの記載内容も、実施機関が概要を明らかにした内容が具体的な表現で記載されているが、第三者の氏名及び特定の個人を識別することができる部分を除けば、実施機関が概要を明らかにした内容以上の内容が記載されているとまでは認められない。これらの事情を踏まえると、本件においては、本件連絡帳の写しのうち、本人及び特定保護者が記載した部分については、第三者の氏名及び特定個人を識別することができる部分を除き、これを開示したとしても、これにより直ちに特定保護者及び特定児童の権利利益を害するとはいえないから、条例第19条第2号に該当するとは認められないというべきである。</p> <p>また、本件においては、本件連絡帳の写しのうち、本人及び特定保護者が記載した部分については、第三者の氏名及び特定個人を識別することができる部分を除き、これを開示したとしても、これによって直ちに連絡帳に対する信頼を失い、今後の学校運営や情報交換の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないから、条例第19条第5号に該当するとは認められないというべきである。</p> <p>なお、本件については、本人の遺族からの開示請求であるという特殊性から、本件連絡帳の写しを遺族に開示した場合、筆跡により、特定の保護者が識別される可能性が高まる旨の実施機関の主張に全く理由がないとまではいえない。したがって、本件に限っては、開示内容を活字で打ち直したものを作成し、これを交付することにより行うのが妥当である。</p>	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
49	個人情報	区長	H23.11.11	平成23年度 諮問第1号	「医療観察法に基づき精神保健観察の適用対象者であるか等の在否。対象者である場合、処遇計画書の開示請求」についての自己情報非開示決定(不存在)に対する異議申立て	H24.2.22	平成23年度 答申第2号	処分妥当	実施機関の説明によれば、申立人について、実施機関が保護観察所の長から処遇計画書を定めるに当たって協議をされた事実はないし、処遇の実施計画の内容を通知された事実もないので、申立人は医療観察法の対象者ではなく、申立人の医療観察法に基づく処遇計画を保有していないとしている。 実施機関の上記説明を確認するため、実施機関から新宿区における医療観察法の対象者が記録されている台帳の提示を受け、当審査会が確認したところ、当該台帳には申立人に関する記載はなかった。 以上を踏まえると、本件対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。 したがって、実施機関が本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。	
50	情報公開	区長	H24.6.25	平成24年度 諮問第1号	「新宿区における入札(入札の引下げ方式)について会議・話し合い等をした時の会議の書類」に関する公文書非公開(不存在)決定に対する異議申立て	H24.9.24	平成24年度 答申第1号	処分妥当	実施機関は、「『競り下げ方式』に係る会議は開催しておらず、人事異動による引継ぎも口頭により行われていたため、本件対象公文書を作成していない。このため、本件対象公文書は、不存在である。」と説明している。 当該説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。	
51	情報公開	監査委員	H24.6.27	平成24年度 諮問第2号	平成23年6月17日に行われた住民監査請求に関し、新宿区監査委員又は新宿区監査委員事務局が作成し、又は取得した文書に関する公文書部分公開決定に対する異議申立て	H24.10.29	平成24年度 答申第2号	一部を公開することが相当	1 「陳述の補足」中の非公開部分は、個人に関する情報に該当するため、処分を妥当とする。 2 「弁明書」と同一内容の文書が全部公開されており、異議申立ての「訴えの利益」がないため、処分を妥当とする。 3 陳述に係る「録音テープ」は、紙による会議記録を作成するために、専ら補助的・手段的に一時記録するものに該当するため、処分を妥当とする。 4 監査委員による監査請求人及び監査対象部局との質疑応答部分は、行政運営情報に該当するため、処分を妥当とする。 5 本件公文書の公開請求時には、既に「新宿区職員措置請求監査結果」が確定した後であるため、公開しても支障がない文書については、公開することが相当である。	



## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
52	個人情報	区長	H24.12.19	平成24年度諮問第3号	「〇〇に係る戸籍全部事項証明、戸籍の附票全部証明」についての自己情報一部開示決定に対する異議申立て	H25.3.21	平成24年度答申第3号	処分妥当	<p>1 本件対象文書(一部)の開示は、公的機関の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、公的機関との信頼関係を損なうおそれがあることが確認された。よって、当該文書は、非開示情報である行政運営情報に該当する。</p> <p>2 本件対象文書(一部)に表記されている弁護士の印影は、文書が当該弁護士によりその職務上申請に作成されたことを認証する意義を有するものである。よって、当該文書の印影部分の開示は、当該印影を用いて文書の偽造が行われること等により、当該弁護士の権利、正当な利益を害する相当の蓋然性を有している。</p>
53	情報公開	区長	H25.9.25	平成25年度諮問第1号	「鉄炮組百人隊に関して新宿区が作成または取得した文書」についての公文書部分公開決定に対する異議申立て	H25.11.21	平成25年度答申第1号	処分妥当	<p>実施機関は、「異議申立ての後、改めて本件対象公文書の有無について調査し、変更処分により、当初処分における江戸幕府鉄炮組百人隊保存会収支決算報告書の予算・決算額等の非公開内容を、金融機関口座情報、個人の氏名及び住所部分を除き、すべて公開している。」と説明している。</p> <p>当該説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。</p>
54	個人情報	区長	H26.8.5	平成26年度諮問第1号	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の一部記載内容についての自己情報非訂正決定	H26.9.26	平成26年度答申第1号	処分妥当	<p>実施機関は、既に本件戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に応じた戸籍全部事項証明書等を申立人に交付したものと認められる。そのため、当該交付後においては、本件戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用目的は、「過去の一定時点の事実を保存しておくこと」とであると解される。よって、実施機関には、当該交付後に行われた本件訂正請求について保有個人情報を訂正する義務はないものと解される。</p>
55	個人情報	区長	H26.10.29	平成26年度諮問第2号	「〇〇が行政訴訟を提起した件に関わる文書」についての自己情報一部開示決定に対する異議申立て	H27.1.21	平成26年度答申第2号	処分妥当	<p>区における訴訟の提起手続など訴訟全般の事務については、総務部総務課が所掌している。そのため、訴訟に関する事案については、総務課が一括して処理し、該当文書を永年保存している。よって、実施機関は、本件請求に対し、総務課が保有している対象文書を開示している。環境清掃部環境対策課が総務課より収受した文書については、永年保存するまでもなく、関係規程に則り、適宜、保存期間を設定すれば足りるものである。</p>
56	個人情報	区長	H26.10.29	平成26年度諮問第3号	「〇〇に係る戸籍全部事項証明、戸籍の個人事項証明、戸籍の附票」についての自己情報一部開示決定に対する異議申立て	H27.1.21	平成26年度答申第3号	処分妥当	<p>本件対象文書(一部)の開示は、公的機関の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、公的機関との信頼関係を損なうおそれがあることが確認された。よって、当該文書は、非開示情報である行政運営情報に該当する。</p>

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
57	個人情報 教育委員会	H26.10.24	平成26年度 諮問第4号	「〇〇が訴訟を提起した件に関わる文書」についての自己情報非開示決定に対する異議申立て	H27.1.21	平成26年度 答申第4号	処分妥当	区における訴訟の提起手続など訴訟全般の事務については、総務部総務課が所掌している。そのため、訴訟に関する事案については、総務課が一括して処理し、該当文書を永年保存している。よって、本件請求と同じ内容の請求を受けた区長は、当該請求に対し、総務課が保有している対象文書を開示している。教育委員会事務局教育調整課が総務課より收受した文書及び教育委員会事務局次長から総務部長への控訴提起手続依頼文書については、永年保存するまでもなく、関係規程に則り、適宜、保存期間を設定すれば足りるものである。	
58	情報公開 教育委員会	H27.1.9	平成26年度 諮問第5号	「戸山小学校が運動会(練習を含む)で出す騒音に関して新宿区教育委員会が作成または取得した文書」についての公文書部分公開決定に対する異議申立て	H27.4.2	平成27年度 答申第1号	処分は、概ね妥当	実施機関は、本件内容について次のとおり説明している。 1 戸山小学校は、ブラスバンド、鉄砲組百人隊等の学外協力等について、「スクールスタッフ及び教育ボランティア活動届」の提出を受けるべきことを十分把握しておらず、活動届を取得していなかった。 2 運動会における鉄砲組百人隊音頭の実施に係る地域団体の指導協力については、慣例により依頼文書等の作成は行っていない。 3 ポータブルアンプ・太鼓については、体育指導等の内容により使用の有無が決まるため、アンプ等の使用計画を作成していない。 4 PTA決算報告書等については、PTA会員の氏名、印影、電話番号を除き公開している。また、PTA所有の和太鼓については、PTAと戸山小学校との口頭確認により戸山小学校の教育活動に使用することも可能としている。 当該説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。 なお、活動届について、事務手続きの誤認により取得していなかったために非公開決定となった点は、やむを得ないものと判断する。	
59	情報公開 監査委員	H27.9.18	平成27年度 諮問第1号	監査委員の合議の議事録(新宿区職員措置請求に係るもの)についての公文書非公開決定に対する異議申立て	H28.1.26	平成27年度 答申第2号	処分妥当	実施機関は、「協議記録は作成しているが、申立人が求めるような各監査委員の意見が記載されたものは作成していない。」と説明している。当該説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。 条例に基づく公文書公開制度においては、そもそも「公開請求を受け、新たに作成すること」を予定していない。そのため、本件において対象公文書を改めて作成することを求めることができるものとは認められない。また、実施機関が会議録として協議記録を作成するに際し、各監査委員の意見については協議記録に記載しないこととする解釈及び運用は、妥当であるものと認められる。	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
60	情報公開 議会	H27.10.26	平成27年度 諮問第2号	「新宿区議会議員政治倫理条例第6条の規定に則り、中村真一議員より議長宛に提出された文書」についての公文書非公開決定に対する異議申立て	H28.1.26	平成27年度 答申第3号	処分妥当	実施機関は、「本件議員から記録文書等が議長に提出された事実がなく、本件対象公文書自体が存在しない。」と説明している。当該説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。 実施機関が行った本件処分に係る政治倫理条例の解釈及び運用は妥当であり、本件において対象公文書を改めて作成することを求めることができるものとは認められない。	
61	個人情報 区長	H28.4.27	平成28年度 諮問第1号	「〇〇が申立てをした苦情調査に係る新宿区区民の声委員会のすべての会議の議事録、聞き調査の記録、それらの日時、所要時間、場所及び出席者がわかる文書」についての自己情報開示決定に対する異議申立て	H28.8.12	平成28年度 答申第1号	処分妥当	実施機関は、本件内容について主に次のとおり説明している。 1 委員会では各委員の自由かつ率直な意見交換が行われる必要があるため、各委員の意見を記録し、又は録音していない。 2 調査結果通知書には、委員会での苦情調査の結果のすべてが記載されている。 3 委員会が取得した資料等は、調査結果通知書を作成するために一時的に保有するものである。そのため、調査結果通知書の作成後は、当該資料等を保有する必要がない。 当該説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。 条例に基づく自己情報開示制度においては、そもそも「開示請求を受け、新たに作成すること」を予定していない。そのため、本件において対象公文書を改めて作成し、提出することを求めることができるものとは認められない。また、各委員の意見を記録し、又は録音していないこと及び調査結果通知書の作成後は資料等を保有していないこととする実施機関の解釈及び運用に、その裁量を逸脱し、又は濫用しているとは認められない。	
62	個人情報 区長	H28.4.27	平成28年度 諮問第2号	「〇〇が申立てをした苦情調査に係る新宿区区民の声委員会のすべての会議の議事録、聞き調査の記録、それらの日時、所要時間、場所及び出席者がわかる文書」についての自己情報開示決定に対する異議申立て	H28.8.12	平成28年度 答申第2号	処分妥当	実施機関は、本件内容について主に次のとおり説明している。 1 委員会では各委員の自由かつ率直な意見交換が行われる必要があるため、各委員の意見を記録し、又は録音していない。 2 調査結果通知書には、委員会での苦情調査の結果のすべてが記載されている。 3 委員会が取得した資料等は、調査結果通知書を作成するために一時的に保有するものである。そのため、調査結果通知書の作成後は、当該資料等を保有する必要がない。 当該説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。 条例に基づく自己情報開示制度においては、そもそも「開示請求を受け、新たに作成すること」を予定していない。そのため、本件において対象公文書を改めて作成し、提出することを求めることができるものとは認められない。また、各委員の意見を記録し、又は録音していないこと及び調査結果通知書の作成後は資料等を保有していないこととする実施機関の解釈及び運用に、その裁量を逸脱し、又は濫用しているとは認められない。	

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
63	情報公開 区長	H29.7.13	平成29年度 諮問第1号	「新宿区・新宿消防署により実施された〇〇荘の耐震防火対策状況についての調査に関して新宿区が保有する書面及び新宿区・新宿消防署の今後の方針等の協議検討過程・結果についての書面」についての部分公開決定に対する審査請求	H29.10.26	平成29年度 答申第1号	処分妥当	<p>1 本件建物については、都市計画部建築指導課において、専門的知見により「明らかに危険な状況であるとは認められない。」と判断している。その判断を前提にした場合、部分公開決定が行われた時点では、「本件建物において、人の生命、健康、生活又は財産に現実被害が発生し、又はこれらの法益が侵害されるおそれがある」とは認められず、「部分公開決定の非公開部分(経過記録にある確認内容など)において、『公開により保護される法益』が『非公開により保護される利益』に優先する」とは認められない。</p> <p>2 本件監査調査事務における「区への通報及び本件建物所有者の発言等」は、公表されることを前提としたものとは認められない。仮に本件公開請求を受けて「区への通報及び本件建物所有者の発言等」を公開した場合には、通報者等に「行政への不信」をもたらすことになり、今後、関係者から率直な意見や協力を得られなくなるという事態が生じることは、容易に想定される。</p>	
64	情報公開 区長	H29.7.13	平成29年度 諮問第2号	「現在の新宿区基本構想審議会の学識経験者7名の住所が新宿区内にあるか無いか分かる文書」についての部分公開決定に対する審査請求	H29.10.26	平成29年度 答申第2号	処分妥当	<p>1 条例第7条第2号では、「公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」を公開情報と位置付けている。一方、「公務員の自宅の住所、電話番号、家族構成等私事に関する情報」は非公開情報としている。そのため、通常、地方公務員に該当する基本構想審議会委員の「住所」は、非公開情報となる。</p> <p>2 本件においては、実施機関は「審議会委員の氏名を非公開とし、審議会委員の住所のうち『新宿区』記載部分に限り公開とする」決定を行った。その理由は、次のとおりである。</p> <p>① 本件公開請求の趣旨を汲み取り、最大限配慮したため</p> <p>② 審議会委員7名のうち、1名のみが新宿区に住所を有する状況であったため、「審議会委員の氏名を非公開とし、審議会委員の住所のうち『新宿区』記載部分に限り公開とする」としても、「審議会委員のうち、誰が新宿区に住所を有するのか」という特定には至らないため以上のことから、部分公開決定は、妥当である。</p>	

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
65	個人情報	区長	H30.1.15	平成29年度諮問第3号	「〇〇が新宿区に行った住民基本台帳等事務支援申出書」に関する自己情報開示請求の非開示決定に対する審査請求	H30.9.4	平成30年度答申第1号	処分妥当	条例第26条では「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」は、存否応答拒否ができることが規定されている。 本件請求に応えることは、記載された第三者の個人情報を開示することとなり、条例第26条に該当する。
66	個人情報	区長	H30.1.15	平成29年度諮問第4号	「〇〇が新宿区に行った住民基本台帳等事務支援申出書」に関する自己情報開示請求の非開示決定に対する審査請求	H30.9.4	平成30年度答申第2号	処分妥当	条例第26条では「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」は、存否応答拒否ができることが規定されている。 本件請求に応えることは、記載された第三者の個人情報を開示することとなり、条例第26条に該当する。
67	情報公開	区長	H30.12.17	平成30年度諮問第6号	「①デモの出発地として使用できる公園の基準見直しについての町会及び商店街の要望書②上記要望書を受けて「デモの出発地として使用できる公園の基準見直しを考えた決裁原義」に関する公文書公開請求の部分公開決定に対する審査請求	R1.7.31	令和元年度答申第1号	処分妥当	1 条例第7条第2号では、「個人に関する情報(思想、意識、趣味等)」は、非公開情報であることが規定されている。 本件の場合、町会や商店会など団体の情報については、その団体の構成員の「個人に関する情報」という一面もあり、実施機関が行った処分は条例第7条第2号に該当する。 2 新聞の報道によって個人情報が一時的に明らかになった事実があったとしても、条例第7条第2号アの「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当するわけではない。 よって、新聞報道の存在の有無は、本件処分の判断に影響を与えるものではない。
68	情報公開	区長	H31.2.12	平成30年度諮問第7号	「特殊詐欺根絶対策の実施に関し新宿区内4警察署への65歳以上高齢者名簿の外部提供に関する公文書」に関する公文書公開請求の部分公開決定に対する審査請求	R1.9.9	令和元年度答申第2号	処分妥当	条例第7条第2号では、「個人に関する情報(思想、意識、趣味等)」は、非公開情報であることが規定されている。 請求人は、「個人の意見」の公開を求めているが、「個人の意見」は、各人の人格、思想、主観的な認識と密接に関連するものと認められることが明らかであり、「個人に関する情報」である。 また、個人から寄せられる区民意見システムの意見については、これまでも慣例として非公開として扱っており、公開を前提としていない。これらの情報を個人の意思に反し、公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。 よって、実施機関が区民の意見を非公開としたことは妥当である。
69	個人情報	区長	R1.5.22	令和元年度諮問第1号	「住民基本台帳における支援措置申出書の平成29年10月10日から平成30年10月10日までに申請があった場合、申出者が〇〇、加害者が〇〇となっているもの」とする自己情報開示請求の非開示決定に対する審査請求	R1.11.21	令和元年度答申第3号	処分妥当	条例第26条では「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」は、存否応答拒否ができることが規定されている。 本件請求に応えることは、記載された第三者の個人情報を開示することとなり、条例第26条に該当する。

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
70	情報公開 区長	H30.9.3	平成30年度 諮問第1号	「平成30年2月5日付け及び同年3月26日付け訴訟委任状(添付)の原因となった新宿区と特定弁護士との間で交わされた訴訟委任契約書又はそれに類するもの」に関する公文書公開請求の非公開決定に対する審査請求	R1.12.24	令和元年度 答申第4号	処分妥当	公文書公開請求書に「訴訟委任状(添付)」と明記され、本件訴訟委任状には、訴訟の当事者として特定個人の氏名及び新宿区が記載されている。当該特定個人が新宿区との間の訴訟の当事者であるか否かということは、個人のプライバシーに密接した機微な情報であり、条例第7条第2号に該当する。 また、本件請求に応えることは、訴訟委任状に記載された特定個人の情報を公開することになり、条例第9条に該当する。 しかしながら、今回の件においては、訴訟委任状に記載されている特定個人と請求人の関係を確認し、必要に応じて自己情報開示請求の案内をすることもできた。このことについては、実施機関は配慮が欠けていたと言わざるえない。	
71	情報公開 区長	H30.9.3	平成30年度 諮問第2号	「平成30年2月5日付け及び同年3月26日付け訴訟委任状(添付)に公印を使用するための起案書及び承認書」に関する公文書公開請求の非公開決定に対する審査請求	R1.12.24	令和元年度 答申第5号	処分妥当	公文書公開請求書に「訴訟委任状(添付)」と明記され、本件訴訟委任状には、訴訟の当事者として特定個人の氏名及び新宿区が記載されている。当該特定個人が新宿区との間の訴訟の当事者であるか否かということは、個人のプライバシーに密接した機微な情報であり、条例第7条第2号に該当する。 また、本件請求に応えることは、訴訟委任状に記載された特定個人の情報を公開することになり、条例第9条に該当する。 しかしながら、今回の件においては、訴訟委任状に記載されている特定個人と請求人の関係を確認し、必要に応じて自己情報開示請求の案内をすることもできた。このことについては、実施機関は配慮が欠けていたと言わざるえない。	
72	情報公開 区長	H30.10.26	平成30年度 諮問第4号	「①平成30年度中に、特定弁護士を指定業者とする業者指定依頼書又はそれに類するもの、②平成30年度中に、特定弁護士に支払った報酬等の支出決定兼命令書又はそれに類するもの」に関する公文書公開請求の部分公開決定に対する審査請求	R1.12.24	令和元年度 答申第6号	審査請求を 認容	1 条例第7条第3号本文では、「公にすることによって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれる」と、あえて「著しく」と規定しており、非公開情報とするには、明白であることを要件としている。 弁護士の報酬を公開したからといって、弁護士の今後の弁護士業務に影響を及ぼす等の不利益が具体的に生じることが客観的に明白であるとは言えず、条例第7条第3号に該当しない。 2 条例第7条第5号本文では、「区の機関又は国・(略)・が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～ウ(略)」については、非公開情報と規定している。 弁護士の報酬は、事案や内容等に応じて違うことは明らかであり、このことをもって、区に対して不信感を抱くことは想定されるとは言いがたく、今後委任するであろう弁護士の協力を得ることが困難となるとまでは言えず、条例第7条第5号に該当しない。	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
73	情報公開 区長	H30.10.26	平成30年度 諮問第5号	「平成30年度中に、新宿区と特定弁護士との間で交わされた委任契約書及び起案書」に関する公文書公開請求の部分公開決定に対する審査請求	R1.12.24	令和元年度 答申第7号	審査請求を 認容	<p>1 条例第7条第3号本文では、「公にすることによって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれる」と、あえて「著しく」と規定しおり、非公開情報とするには、明白であることを要件としている。</p> <p>弁護士の報酬を公開したからといって、弁護士の今後の弁護士業務に影響を及ぼす等の不利益が具体的に生じることが客観的に明白であるとは言えず、条例第7条第3号に該当しない。</p> <p>2 条例第7条第5号本文では、「区の機関又は国・(略)・が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～ウ(略)」については、非公開情報と規定している。</p> <p>弁護士の報酬は、事案や内容等に応じて違うことは明らかであり、このことをもって、区に対して不信感を抱くことは想定されるとは言いがたく、今後委任するであろう弁護士の協力を得ることが困難となるとまでは言えず、条例第7条第5号に該当しない。</p>	
74	情報公開 区長	H30.10.26	平成30年度 諮問第3号	「新宿区が作成または取得した文書の中で、住宅政策の検討に必要な、使えると考えられるデータ。1. 新宿区民の所得と人数(直近)」に関する公文書公開請求の非公開決定に対する審査請求	R2.3.30	令和元年度 答申第8号	処分妥当	<p>1 条例第7条第1号本文では、「法令及び条例の定めるところ・(略)・公にすることができないと認められる情報」については、非公開情報であることが規定されている。</p> <p>また、地方税法第22条では、「地方税に関する調査若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法及び地方税法・(略)・これらの事務に関して知り得た秘密を洩らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役または百万円以下の罰金に処する。」とされている。</p> <p>区では、地方税法第3条に基づき制定された特別区条例等を根拠に特別区税の徴収を実施しており、地方税法の趣旨に照らせば、「所得額」は地方税法第22条の「事務に関して知り得た秘密」に含まれることは明らかである。</p> <p>2 条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報(財産の状況、所得等)」は、非公開情報であることが規定されている。</p> <p>3 以上のことから、新宿区民の所得情報は、条例第7条第1号及び同条第2号に該当し、非公開情報である。</p>	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要			備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要		判断理由の概要
75	情報公開	区長	R1.12.20	令和元年度諮問第2号	「新宿区自転車ネットワーク計画(2019年3月)策定に当たって開催された「新宿区自転車ネットワーク計画検討会」の第1回～第5回検討会において事務局が検討会に提示した資料の一式及び議事録及び「新宿区自転車ネットワーク計画検討会」の設置要綱」に関する公文書公開請求の部分公開決定に対する審査請求	R2.3.30	令和元年度答申第9号	一部を公開することが相当	<p>1 議事録(第1回)2頁、委員の発言の一部については、委員の家族構成等私事に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、非公開が妥当である。ただし、その非公開部分の範囲については、再検討すべきである。</p> <p>2 議事録(第1回)6頁、委員の発言の一部については、一般的な内容にとどまるものであり、条例第7条第2号に該当せず、公開すべきである。</p> <p>3 議事録(第1回)8頁、委員の発言の一部については、警察との協議内容が記されており、公文書公開請求時点では、まだ不確定な情報であったことから、実施機関が条例第7条第4号を理由として、非公開としたことは妥当と思われる。しかし、現在においては、すでに公の事実となっており、非公開とする理由がないことから公開すべきである。</p> <p>4 議事録(第4回)10頁、委員の発言の一部については、未確定な情報が含まれ、また、委員においても当該部分について、記載されることを懸念している。仮に、区がこれらの情報を公表することは、委員の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当し非公開が妥当である。</p> <p>5 上記を除く、その他の非公開部分については、不確かな情報ではなく、一般的な受け答えなどの内容にとどまり、このことが公になったからといって、区民等に混乱を生じさせるようなおそれのある情報でないため、条例第7条第4号には該当せず、公開すべきである。</p> <p>なお、実施機関においては、請求人を含め一般の区民等の方へ、当審査会への諮問の目的や趣旨を説明するなど、丁寧な対応を望む。また、今回のように、原処分とそれに関連する変更処分の審査請求がいずれも同一の公文書を対象とし、同一の請求人により行われている場合、変更処分後の審査請求を諮問の対象に限定するなど、請求人の負担や効率的な区政運営の確保に配慮し、審査会へ諮問をするように望む。</p>



## 審査会答申の概要

区分	実施 機関	諮問		案件概要	答申概要				備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
76	情報 公開	区長	R1.12.20	令和元年度 諮問第3号	「新宿区で生活保護の住宅扶助を受けている単身者に関するデータ、それが推計可能なデータ(年齢別、家賃・間代別、地域別)に関して新宿区が作成または取得した文書。新宿区が定期的に厚生労働省に提出した被保護者調査年次調査の個別項目についての直近CSVデータ」に係る公文書公開請求の公文書部分公開決定後に行った取消決定に対する審査請求	R2.8.31	令和2年度 答申第1号	処分妥当	<p>1 条例第7条第2号本文の前段では、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」は、非公開情報であることが規定されている。</p> <p>当該情報には、新宿区にて生活保護を受給する者や世帯員の年齢、性別をはじめ、生活扶助額、就労及び年金額等の情報が詳細に記載されている。これらの情報自体のみからは、特定の個人を識別することができないにしても、他の情報と照合することによって、本人の特定につながる可能性がないとは否定できない。</p> <p>2 条例第7条第2号本文の後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開情報であることが規定されている。</p> <p>当該情報は、新宿区で生活保護を受給する個々の世帯と密接にかかわる機微な情報そのものであり、たとえ部分公開による公開をしたとしても、生活保護を受給する者の世帯の情報を区が公にして公開していることは、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>3 以上のことから、実施機関が、条例第7条第2号を根拠として、公文書部分公開決定の取消しをしたことは認められる。</p>	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要			備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	
77	個人情報 区長	R2.3.24	令和元年度 諮問第4号	「保健予防課の平成28年4月14日に発行された感染症法18条1項の通知に必要な平成28年4月14日に医療機関から届出された12条1項の結核発生届」、「保健予防課が平成28年4月14日に感染症法に基づき発行(勧告)した19条1項の勧告理由となる「認められるため」が確認できる塗抹検査・陽性(+)の検査(結果)記録」及び「保健予防課が平成28年4月14日に感染症法に基づき発行(勧告)した20条1項の勧告理由となる「認められるため」が確認できる19条勧告での入院期間(72時間「平成28年4月14日から17日」)中の塗抹検査・陽性(+)の検査(結果)記録」に係る自己情報開示請求の自己情報非開示決定に対する審査請求	R2.8.31	令和2年度 答申第2号	処分妥当	<p>1 結核発生届について、関係法令を確認したところ、医師から改めて提出させなければならないとする旨の条文は確認できなかった。よって、実施機関が主張する日付の結核発生届は存在するとしても、それ以降に関連した結核発生届が存在しないとする実施機関の主張は理解ができる。</p> <p>2 検査記録について、医療機関等が作成し、これを保管する義務があり、区が医師等に提出させ、保管しなければならないとするものではない。よって、実施機関が検査記録を保有していないことは理解ができる。</p> <p>3 なお、請求人は、区に医療機関から取り寄せるように要求をしているが、自己情報開示請求においては、区が保有する情報を開示するものであり、他の機関から取り寄せて対応しなければならないものではない。</p> <p>4 以上のことから、実施機関が条例第27条第2項を根拠に、当該情報を不存在としたことは認められる。</p> <p>5 今回の請求の発端は、区が行った各通知書について、請求人は、実施機関の説明を不十分と感じて、その詳細を求めたものと思われる。請求人の提出した証拠書類(結核発生届)を見ると、初診年月日は、平成28年4月7日と記載がされており、各通知書に記載された初診年月日と整合性が取れない。区民へ通知や説明をする際には、誤解を生じないよう配慮するように願いたい。</p> <p>6 医師等から改めて結核発生届を提出させる義務はないにしても、その後の検査記録について連絡があったのなら、しっかりと記録し、区が決定した行為について、区民から説明を求められた際には、その理由や根拠を明確に示すことができるように心がけることが望ましい。</p> <p>7 今回の3件の諮問については、同様の趣旨や内容であることから、審査会において併合して審査を行ったが、争点や趣旨を必要に応じて併合するなどし、請求人が同じ内容の反論書を複数提出しなければならないなど、負担とならないようにすることが望ましい。また、請求人をはじめ当審査会においても、同様の諮問書、理由説明書等に目を通さずに済むように審査ができるように、諮問方法に関して配慮を願いたい。</p>

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
78	情報公開	区長	R2.3.23	令和元年度諮問第5号	R2.8.31	令和2年度答申第3号	処分妥当	<p>1 条例第7条第2号本文の前段では、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」は、非公開情報であることが規定されている。</p> <p>当該公文書を見分したところ、各頁には、全体の施設数を分母とした頁番号、氏名、保護者の氏名、住所、月別未納額等が記載されている。また、園の並びは実施機関の主張のとおり建制順となっている。なお、印刷にあたっては、システム上、抽出条件を付けることができず、一度に全頁が印刷される仕様となっていた。このことから、氏名、住所、保育園名を秘匿したとしても、他の情報と照合することで、園が特定されないとは言いきれない。</p> <p>2 条例第7条第2号本文の後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開情報と規定されている。</p> <p>委託保育費の債権管理台帳は、保育料を納付すべき義務を履行していない者と密接にかかわる情報そのものである。たとえ秘匿処理したとしても、それはこういった者の情報を加工したものに過ぎないものであり、区が保育料未納者の情報を公にする行為自体が、未納者個人の権利利益を害するおそれがあり得る。</p> <p>さらに、特定ができないにしても、他の情報と照合することにより、園が特定され、その園や園に通う児童、保護者に対する嫌がらせなどの個人の権利利益を害するおそれがあり得る。また、仮に園を特定するに至らなくても、他の情報から予期せぬ憶測が生じ、事実と関係のない園や児童、保護者に対して嫌がらせなどの個人の権利利益を害するおそれがないとは言いきれない。</p> <p>3 請求人は、他の自治体の例を示して、園名や人数等の公表がされている旨を主張しているが、条例は、各自治体において制定されており、新宿区と他の自治体の判断等に相違があることは十分にあり得るものである。</p> <p>3 以上のことから、実施機関が、条例第7条第2号を理由として、公文書非公開決定をしたことは認められる。</p>	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要			備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要		判断理由の概要
79	個人情報	区長	R2.3.23	令和元年度 諮問第6号	「平成30年4月に請求人に対して行った、平成30年9月～平成31年3月の保育料決定時に用いた保育料算定表の各欄記載の金額の計算過程および計算根拠が分かる公文書。－請求人が新宿区に提出した資料および「新宿区保育の実施等に関する事務処理要領」を除く。」外5件の自己情報開示請求の自己情報非開示決定に対する審査請求	R2.8.31	令和2年度 答申第4号	審査請求については、一部について認められる。	<p>1 保育料の計算にあたっては、個々の職員の手計算等で計算し、保育料算定式の入力をしている。また、その際には、個人的にメモなどを活用して計算をしていることを確認した。個々の職員による単なるメモであるならば、公文書にあたらぬ。</p> <p>2 また、規則や要領を見分したところ、計算過程を作成する旨の記載ができなかった。仮に作成する旨が記載されているならば、公文書として作成すべきものと思われるが、記載が確認できない以上、実施機関が計算過程を公文書として不存在とする主張については、認めることもできる。</p> <p>3 計算根拠については、実施機関の主張によると「保育料は、子ども・子育て支援法、新宿区保育所保育料徴収条例等に基づき、地方税法に準じて算定しており、法令等に算定根拠が定められている。」としているが、実施機関が行った自己情報非開示決定では、これらの主張であげた根拠すべてを非開示としている。請求内容から、要領を除く旨は確認できるものの、それを除く、上記の主張にある根拠すべてを除くとまでは、読めなかった。つまり、「要領」を除いた上記主張で示した資料すべてを開示することが望ましかったと言える。</p> <p>そのため、計算根拠を不存在とした今回の処分と実施機関の自らの主張とに矛盾が生じていると言わざるを得ない。</p> <p>4 以上のおり、計算過程は不存在としたことは認められるものの、計算根拠を不存在としたことについては、認めるに足らない。</p> <p>5 実施機関はすでに、本件処分をした後すぐに、請求人の求める計算過程を別の自己情報開示請求で開示している。つまり、今回の自己情報開示請求を一度、請求人に取下げてもらい、改めて、自己情報開示請求をしてもらえれば当該資料を開示することができるものである。しかし、このような方法は、請求人に負担を大きくかけるだけであり、現実的ではない。本来、自己情報開示請求においては、請求に応じて、対象となる公文書を作成すべきではないと思われるが、実施機関が自ら請求人のために歩み寄って作成し、公文書を開示できるような状況にしたのならば、当審査会に聴くまでもなく、自己情報開示請求の趣旨をくみとって、実施機関自ら決定を変更するなど柔軟に対応をするべきである。</p>

## 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考	
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要		
80	情報公開	区長	R4.1.20	令和3年度諮問第1号	「令和3年4月23日付公文書公開決定等期間再延長通知書」に関して、区政情報課長と協議した公文書の非公開決定に対する審査請求	R4.5.26	令和4年度答申第1号	処分妥当	<p>1 実施機関は、公文書公開決定等期間再延長決定通知書の決裁にあたり、区政情報課長との協議をせずに、当該再延長決定の手続きをしたため、区政情報課長との協議文書はない。そのため、対象となる公文書は保有しておらず不存在である。</p> <p>2 後に実施機関は、区政情報課長にその協議しなかった旨について報告書を提出している。しかし、情報公開条例第5条(以下「条例」という。)の公文書公開請求の対象となる公文書は、条例の解釈・運用基準によると、請求日時点に区が保有しているものとしている。よって、当該報告書は公開請求された日の後に作成されたものであるため、本件の公開請求の対象とはならない。</p> <p>3 実施機関の処分理由について、「区政情報課長との協議を行っていないことから、その協議に係る公文書を作成していないため」と記載がされており、この理由が不十分とまでは言えない。</p>	
81	情報公開	区長	R4.3.1	令和3年度諮問第2号	「新宿区人と猫との調和のとれたまちづくりサポーター登録制度要綱に基づく地域猫サポーター登録台帳」に関する公文書の部分公開決定に対する審査請求	R4.7.26	令和4年度答申第2号	処分妥当	<p>1 新宿区人と猫との調和のとれたまちづくりサポーター登録制度要綱に基づく地域猫サポーター(以下「猫サポーター」という。)登録台帳について、記載された「登録日、申請者名、住所、電話番号」は猫サポーター個人に関する情報であり、情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第2号に該当し、非公開情報である。</p> <p>2 なお、猫サポーターは、区長から委嘱や任命をされたものではなく、任意の活動を自発的に行っている区民であることから、公務員等には該当しない。よって、条例第7条第2号ウに該当しない。</p> <p>3 条例第8条は、公開請求に係る公文書の一部に、非公開情報が記録されている場合に、その全体を非公開とするのではなく、原則、公開可能な部分は公開することを明らかにする旨を定めたものである。公文書の公開可能な部分が、請求人にとって必要な情報が得られるかどうかの有無については、本条の規定に関するものではない。なお、実施機関は、請求の趣旨に基づき、非公開情報に係る部分を除いて可能な部分を公開しており、条例第8条に反するものではない。</p>	

# 審査会答申の概要

区分	実施機関	諮問		案件概要	答申概要				備考
		諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	判断理由の概要	
82	情報公開	区長	R5.5.25	令和5年度諮問第1号	R5.10.6	令和5年度答申第1号	処分妥当	<p>1 新宿区情報公開条例(以下「条例」という。)の解釈・運用基準(以下「運用基準」という。)によれば、条例第7条第2号ただし書アについては、「法令等の規定により公にされている情報としては、商業登記簿に登録されている法人の役員に関する情報等がある。」とされている。</p> <p>本件対象公文書を見聞したところ、「『土地有償譲渡届出書』の譲り渡そうとする者」及び「『土地買取希望届出書』の申出をする者」並びに「『土地売買等届出書』の権利取得者(譲受人)」の住所の欄は法人の所在地が記載され、氏名の欄は法人の商号及び代表者の氏名が記載されている。商業登記簿には、法人の商号、本店及び支店の所在地、代表取締役及び取締役の氏名等が記録されていることから、条例第7条第2号ただし書アに該当すると認められる。</p> <p>一方、「『土地有償譲渡届出書』の譲り渡そうとする相手方」の住所及び氏名の欄は、私人の住所及び氏名が記載されており、条例第7条第2号に該当し、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。</p> <p>2 運用基準によれば、条例第7条第3号については、「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれると認められるもの」とは、公にすることにより、法人等の事業活動、その競争上の地位その他正当な利益が、著しく侵害されると具体的に認められる場合をいう。</p> <p>「『土地有償譲渡届出書』の譲渡予定価額」については、届出者の資金繰りなどの経営方針や事業計画等、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であると認められる。加えて、その価額については、売買当事者の関係性や経営状況、財産状況、経営方針等により定められるものであり、届出者は、みだりに公開されない権利を有していると言うべきである。したがって、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>3 条例第10条第3項では、「請求公文書の全部又は一部を公開しないときは、書面に『その理由』を明記しなければならない。」と規定され、運用基準では「『その理由』として示す事項は、条例第7条各号のいずれの規定に該当するか及び当該規定中のどの部分に該当するかをいう。」とされている。</p> <p>当該決定通知書を見聞したところ、非公開の理由及び根拠の欄に「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれるため【新宿区情報公開条例第7条第3号】」と記載されており、運用基準に則したものである。</p>	